

(郵便番号)
(住所)
(住所)
(フリガナ)
(氏名) 殿
ID(修習資金ID)

要保管

※全ての貸与金の返還が終了するまで、
この通知は大切に保管してください。

歳入徵収官
最高裁判所事務総局經理局長 笠井之彦

年賦金等通知書

貴殿に貸与した修習資金にかかる年賦金等について、修習資金貸与要綱第17条第1項に基づき、下記のとおり通知する。

記

1. 貸与総額又は返還未済額 ***,*** 円
2. 返還方法
最高裁判所の歳入徵収官が発する納入告知書(以下「納入告知書」という。)を届出住所宛に送付するので、当該納入告知書により、次のいずれかの方法で納付する。
 - (1) 日本銀行支店、日本銀行代理店又は日本銀行歳入代理店(日本銀行ホームページを参照。)の窓口で納付する。
 - (2) 納入告知書に記載されている、収納機関番号、納付番号及び確認番号を利用し、Pay-easy 対応のATM(Pay-easyのホームページを参照。)から納付する。
 - (3) 納入告知書に記載されている、収納機関番号、納付番号及び確認番号を利用し、インターネットバンキング対応の金融機関からインターネットバンキング(Pay-easyのホームページを参照。)により納付する。
 - (4) 最高裁判所の窓口(經理局主計課出納係)に納入告知書及び現金を持参する(平日の午前9:00から午後5:00まで。)。
 - (5) 最高裁判所事務総局經理局主計課出納係宛に納入告知書を同封した現金書留を送付する。
3. 年賦金等

返還回数	年賦金(単位:円)	納入告知書発送予定期日	返還期限(履行期限)
第1回	***,***	返還期間中 毎年7月10日頃	平成30年7月25日
第2回	***,***		平成31年7月25日
第3回	***,***		平成32年7月27日
第4回	***,***		平成33年7月26日
第5回	***,***		平成34年7月25日
第6回	***,***		平成35年7月25日
第7回	***,***		平成36年7月25日
第8回	***,***		平成37年7月25日
第9回	***,***		平成38年7月27日
第10回	***,***		平成39年7月26日
合計	* ,***,***		

裏面に続く

4. その他注意事項

- ※ 最高裁判所に届け出ている住所に納入告知書を送付するので、住所に変更があった場合は速やかに変更事項の届出をすること。なお、納入告知書が届かない場合、又は紛失した場合は、記5の問い合わせ先に連絡すること。
- ※ 返還期限を過ぎた場合、納入告知書記載の金額と、元本に対する年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を合せて納付する必要がある。なお、返還期限後に納付する場合は、必ず事前に記5の問い合わせ先に連絡すること。
- ※ 納入告知書が受け取れない、返還期限に返還することができない事情等がある場合は、記5の問い合わせ先に連絡すること。
- ※ 返還期限にかかるわらず、繰上返還をすることができる。

5. 問い合わせ先

最高裁判所事務総局経理局主計課出納係

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

TEL 03-3264-8621(ダイヤルイン) (平日の午前9時から午後5時まで)

貸与金の返還に関して、わからないこと、知りたいことがあるときは、裁判所のウェブサイトをご覧ください(随時更新)。